

平成28年10月24日

第76回 神戸市個人情報保護審議会

情報連携基盤システムへの情報項目の追加
及びオンライン化について

(保健福祉局)

神保高介第 3207 号

平成 28 年 10 月 24 日

神戸市個人情報保護審議会

会 長 西村 裕三 様

神戸市長 久 元



諮問

神戸市個人情報保護条例第 7 条第 2 項第 5 号及び第 3 項の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

情報連携基盤システムへの情報項目の追加のための
後期高齢者医療レセプトデータ情報の収集について
(条例第 7 条「収集の制限」に関して)

担当：保健福祉局高齢福祉部介護保険課

情報連携基盤システムへの情報項目の追加のための後期高齢者医療レセプトデータ情報の
収集について

〔 条例第7条「収集の制限」に関して 〕

◎は条例第7条3項に該当するもの

【後期高齢者医療レセプトデータ情報】

- ・保険者番号
- ・郵便番号
- ・医療機関コード
- ・医療機関郵便番号
- ◎診療行為コード
- ◎診療行為名称
 - ・診療行為点数
 - ・調剤料点数
 - ・薬剤料点数
 - ・決定点数
 - ・算定回数
- ◎傷病名コード
 - ・レセプト全国共通キー
- ◎医学的処置の内容
- ◎診療行為、医薬品、特定器材

神保高介第 3207 号・2

平成 28 年 10 月 24 日

神戸市個人情報保護審議会
会 長 西村 裕三 様

神戸市長 久 元



諮問

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

情報連携基盤システムにおける介護保険第 1 号被保険者情報に追加される項目の
利用について

(条例第 9 条「利用及び提供の制限」に関して)

担当：保健福祉局高齢福祉部介護保険課

情報連携基盤システムにおける介護保険第1号被保険者情報に追加される項目の
利用について

〔 条例第9条「利用及び提供の制限」に関して 〕

【介護予防・生活支援サービス事業対象者情報】

(総合事業管理システム/(旧)生活機能評価管理システム)

- ・事業対象者申請情報
- ・事業対象者判定情報

(介護保険システム)

- ・介護予防ケアマネジメント情報
- ・支給限度額情報

(事業者より提出されたサービス利用実績ファイル)

- ・受給サービス情報

【第1号被保険者情報】

- ・一般介護予防事業参加情報

神保健健第 2010 号

平成 28 年 10 月 24 日

神戸市個人情報保護審議会
会 長 西村 裕三 様

神戸市長 久 元



諮問

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

情報連携基盤システムへの後期高齢者歯科健診受診者情報等の提供について
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」に関して)

担当：保健福祉局健康福祉部健康づくり支援課

情報連携基盤システムへの後期高齢者歯科健診受診者情報等の提供について
〔 条例第 9 条「利用及び提供の制限」に関して 〕

【後期高齢者歯科健診受診者情報】

- ・ 後期高齢者医療被保険者証の記号・番号
- ・ 氏名
- ・ 性別
- ・ 生年月日
- ・ 健診受診日
- ・ 健診結果
- ・ 受診区
- ・ 医療機関コード

神保高介第 3207 号・3

平成 28 年 10 月 24 日

神戸市個人情報保護審議会

会 長 西村 裕三 様

神戸市長 久 元



諮問

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、下記の事項について
貴会の意見を求めます。

記

情報連携基盤システムへの情報項目の追加について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

担当：保健福祉局高齢福祉部介護保険課

情報連携基盤システムへの情報項目の追加について
〔 条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して 〕

◎は条例第 11 条 2 項に該当するもの

情報連携基盤整備システムにおける電子計算機処理される新たな項目

【介護予防・生活支援サービス事業対象者情報】

(総合事業管理システム/(旧)生活機能評価管理システム)

- ・事業対象者申請情報
 - ・事業対象者判定情報
- (介護保険システム)
- ・介護予防ケアマネジメント情報
 - ・支給限度額情報

(事業者より提出されたサービス利用実績ファイル)

- ・受給サービス情報

【第 1 号被保険者情報】

- ・一般介護予防事業参加情報

【後期高齢者歯科健診受診者情報】

- ・後期高齢者医療被保険者証の記号・番号
- ・氏名
- ・性別
- ・生年月日
- ・健診受診日

◎健診結果

- ・受診区
- ・医療機関コード

【後期高齢者医療レセプトデータ情報】

- ・保険者番号
- ・郵便番号
- ・医療機関コード
- ・医療機関郵便番号

◎診療行為コード

◎診療行為名称

- ・診療行為点数

- ・調剤料点数
- ・薬剤料点数
- ・決定点数
- ・算定回数
- ◎傷病名コード
 - ・レセプト全国共通キー
- ◎医学的処置の内容
- ◎診療行為、医薬品、特定器材

神保高介第 3207 号-4

平成 28 年 10 月 24 日

神戸市個人情報保護審議会

会 長 西村 裕三 様

神戸市長 久 元



諮問

神戸市個人情報保護条例第 12 条の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

情報連携基盤システムと介護予防効果検証のための分析作業拠点との
オンライン化について
(条例第 12 条「電子計算機の結合の制限」に関して)

担当：保健福祉局高齢福祉部介護保険課

情報連携基盤システムと介護予防効果検証のための分析作業拠点との
オンライン化について

〔 条例第 12 条「電子計算機の結合の制限」に関して 〕

◎は条例第 11 条 2 項に該当するもの

【第 1 号被保険者情報】

- ・資格区
- ・性別
- ・年齢
- ・小学校区・中学校区・あんしんすこやかセンター圏域
- ・資格区分
- ・資格得喪届出日
- ・資格得喪理由
- ・資格得喪日
- ・旧措置者区分
- ・死亡届出者情報
- ・証情報(有効期限、交付理由、交付日、回収日)
- ・施設入退所年月日
- ・賦課基本情報
- ・税・所得情報
- ・減免情報
- ・国保情報
- ・老年福祉年金情報
- ・生活保護情報
- ・特徴情報
- ・保険料額
- ・保険料年額
- ・一般介護予防事業参加情報

【介護保険受給者情報】

- ・支給限度額情報
- ・居宅サービス計画情報
- ・受給サービス情報
- ◎認定申請情報
- ◎認定調査結果情報
- ◎一次判定情報
- ◎意見書情報

◎二次判定情報

- ・申請取下情報

【介護予防・生活支援サービス事業対象者情報】

- ・介護予防ケアマネジメント情報
- ・支給限度額情報
- ・受給サービス情報

◎事業対象者申請情報

◎事業対象者判定情報

【生活機能評価情報】

- ・性別

◎問診項目

◎生活機能評価判定

【特定健診受診者情報】

- ・郵便番号
- ・行政区コード

【特定健診結果情報】

- ・健診機関コード
- ・実施区分
- ・実施年月日
- ・性別
- ・郵便番号

◎健診結果(身長、体重、腹囲、血圧等)

◎問診結果(服薬状況、既往歴、食習慣、飲酒量等)

◎メタボリックシンドローム判定

◎保健指導レベル(階層化)

◎医師の判定

- ・医師の氏名

【後期高齢者健診受診者情報】

- ・性別
- ・健診(検診)の種別
- ・健診(検診)受診日

◎健診(検診)結果

- ・受診医療機関、受診健診会場

【後期高齢者歯科健診受診者情報】

- ・ 健診受診日
- ◎健診結果
 - ・ 受診区
 - ・ 医療機関コード

【後期高齢者医療レセプトデータ情報】

- ◎医療機関名・薬局名
- ◎診療科
 - ・ 郵便番号
 - ・ 給付割合
 - ・ 診療開始日
 - ・ 診療年月日
 - ・ 調剤年月
 - ・ 診療実日数
 - ・ 入院年月日
- ◎転帰区分
- ◎傷病名コード
- ◎傷病名、主傷病名
 - ・ 医療機関コード
 - ・ 医療機関郵便番号
- ◎診療行為コード
- ◎診療行為名称
 - ・ 診療行為点数
 - ・ 調剤料点数
 - ・ 薬剤料点数
 - ・ 決定点数
 - ・ 算定回数
 - ・ レセプト全国共通キー
- ◎医学的処置の内容
- ◎診療行為、医薬品、特定器材

【国民健康保険レセプトデータ情報】

- ◎医療機関名・薬局名
- ◎診療科
 - ・ 国保連レセプト番号
 - ・ レセプト全国共通キー

- ・ 給付割合
- ・ 所得区分
- ・ 診療開始日
- ・ 診療年月
- ・ 調剤年月
- ・ 診療実日数
- ・ 入院年月日
- ・ 退院年月日
- ・ 処方月日

◎病棟区分(精神、結核、療養)

- ・ 決定点数
- ・ 公費負担点数・金額
- ・ 調剤料点数
- ・ 薬剤料点数
- ・ 本人負担金額
- ・ 入院時食事回数
- ・ 入院時食事療養決定金額

◎転帰区分(治癒・死亡・転医・中止)

◎傷病名、主傷病名

◎治療した部位等(頭部・腹部・消化器・気管支等の部位。診療報酬の請求上、記録は任意。)

◎医学的処置の内容(透析・整形・内視鏡等の内容。診療報酬の請求上、記録は任意。)

◎診療行為・医薬品・特定器材(点数・回数・使用量・名称・商品名・規格サイズ、薬剤の剤形・用法)

【個人の同意を得られた情報】

◎介護予防にかかる個人調査票の回答

- ・ 個人の介護予防活動記録(介護予防施策への参加の有無・歩数・中強度の活動量等)

◎個人の身体データ(血圧・体組成データ・体力測定値等)

情報連携基盤システムへの情報項目の追加及びオンライン化について

1. 趣旨

超高齢社会の進展に伴い、介護保険制度が改正され、平成 29 年度より介護予防・日常生活支援を中心とした事業へと移行されることとなった。特に、高齢期における健康づくりや生きがいづくりである「介護予防」の推進、事業展開が注目されているところである。

このような中、平成 27 年度、高齢者の実態に関する評価分析と、効果的な介護予防施策展開を目的とし、神戸市高齢者の健康情報(後期高齢者医療及び国民健康保険のレセプト、介護保険、健康診査等の各データ)の電算処理を行うことができる、情報連携基盤システムを構築した。(第 70 回個人情報保護審議会で諮問、平成 27 年 10 月 6 日)

データの分析については日本老年学的評価研究プロジェクト (JAGES) 代表が所属する千葉大学及び東京大学等の学識経験者との協定に基づき実施していただいているが、作業を庁内に限定しているため、非常に効率が悪く分析に時間を要している。そこで、関東の分析拠点となる場所に設置する分析用端末と情報連携基盤システムとの間を VPN でオンライン化し、作業効率の向上を図る。また、歯科健診等の新たな情報項目の追加により、評価分析の拡充を行い、より効果のある介護予防施策を展開し、健康寿命の延伸を図るものである。

2. 概要

(1) データ項目の追加

- ・介護予防・日常生活支援総合事業への制度移行に伴う項目追加

平成 29 年度に介護予防・日常生活支援総合事業への制度移行がなされ、現在の介護保険給付サービスの一部が移行される。新しい総合事業にかかる事業対象者*データやサービス利用実績データ等の項目を追加し、介護予防・日常生活支援総合事業の事業評価を実施する。*事業対象者…国の様式である基本チェックリストを実施し該当した者

- ・後期高齢者のデータを用いた効果検証の拡充

昨年度、前期高齢者のレセプトデータを分析する中で、要介護状態になるのは 75 歳以上にリスクが高いことが改めて分かり、レセプトデータと介護データを突合して要因を探るため、より詳細なデータから分析する必要性が出てきた。後期高齢者医療広域連合が所有する後期高齢者医療レセプトデータの項目を追加し、効果検証の充実に図る。介護予防の取組みが介護保険の給付費の上昇抑制だけでなく、広い視点で、将来的に医療費の適正化につなげる。

- ・歯科健診データ

健康づくり支援課が所有する後期高齢者歯科健診受診者情報を新たに追加し、口腔機能と介護予防や要介護認定率等の分析を加え、歯科保健分野における評価分析の拡充を行う。

(2) 情報連携基盤システムと分析拠点とのオンライン化

- ①情報連携基盤システムと関東にある分析拠点(1拠点)に設置する分析用端末とをVPNで連結する。
- ②情報連携基盤システムに取込んだ医療・健康・介護データ等各種個人データを突合し、匿名化された分析用データセットを作成する。
- ③学識経験者は抽出された分析用データセットを用いて、統計データ化する。
- ④学識経験者は抽出された統計データを分析し、介護予防効果検証を実施する。

3. 効果

情報連携基盤システムの情報項目の追加及び保健福祉局介護保険課と分析拠点間において、情報連携基盤システムのオンライン化を図ることにより、次の効果が期待される。

(1) データ項目の追加に伴う介護予防にかかる評価分析内容の充実

- ・ 本市における健康課題をより多角的に把握でき、神戸市における高齢者の現状・状況について分析・評価し、効果的な施策展開を検討していくことができる。
- ・ 科学的根拠に基づく効果的な介護予防事業を実施することにより、第6期神戸市介護保険事業計画・神戸市高齢者保健福祉計画の最重点目標である健康寿命の延伸に資する。
- ・ 中長期的には、要介護認定率及び、介護保険給付費の上昇抑制へとつなげていくことができる。

(2) オンライン化による業務の効率化と分析内容の深化

これまで、庁内に設置した分析用端末のみによって、分析用データセットの作成やデータ分析・統計処理等を実施していた。しかし、当該業務を担う学識経験者が関東所在のため、作業毎(月1回程度)に来庁し、限られた時間内で分析等をする必要があり、時間的に非効率であった。

このため、今後は分析拠点を関東に1か所に設置し、そこでの分析用端末によってデータ分析・統計処理を行えるようにすることで、学識経験者が効率的かつ詳細な分析ができるようになり、効果的な介護予防施策の展開につなげることを期待できる。

4. 実施計画

平成 28 年 11 月	システム設計、開発、ネットワークの構築、機器設定
平成 29 年 1 月	システム稼働(データの取り込み)、
平成 29 年 2 月	VPNを利用した学識経験者による統計分析

5. 処理件数(平成 27 年度末)

神戸市介護保険第1号被保険者数 約 41 万人

6. 個人情報の保護

「神戸市個人情報保護条例」、「電子計算機処理にかかるデータ保護管理規程」、「神戸市情報セキュリティポリシー」に基づき以下の通り厳格に対処する。

本事業の所管課長は、個人情報にかかるデータについて、記録媒体の管理、電子計算機、端末機の操作管理、使用状況の管理、保安措置などを適正かつ厳格に行う。

(1) システム上の保護

- ア 端末機の操作にあたっては、カードによる認証(1人1枚交付)、個人ごとのID及びパスワードによる認証を行う。また、アクセス権を設定し、使用者を限定する。
- イ 個人情報にかかるデータについては端末機には保存せず、庁内の施錠可能なラック内に設置するサーバーで一括管理する。
- ウ 学識経験者が使用する端末機には、電子記録媒体への書き込みを制限し、端末機からのデータの持出を制限する。
- エ 端末の利用状況(ユーザー、アクセス、アクセスファイル、ネットワーク接続)について、操作ログを記録する。
- オ 端末機とサーバーはVPNにより接続し、外部等からの不正アクセス行為を受けることを防止するとともに、コンピュータウイルスからの感染を防止する。
- カ システムは、記録媒体等を用いて、月1回の頻度でウイルス定義の更新を行う。

(2) 運用上の保護

- ア サーバー及び端末(分析用端末を含む)は施錠可能なラック内に保管する。
- イ パスワードは定期的に変更するとともに、操作の状況を記録する。
- ウ ネットワークの接続は、事前にスケジューリングを行い、使用時のみネットワークを接続できるようにする。
- エ 他システムからのデータの受け入れの際に使用するUSBメモリ等は媒体管理簿に記録し厳格に保管する。
- オ 記録媒体を用いて情報を取り込む際には、必ず記録媒体のウイルスチェックを行う。
- カ 電子記録媒体は、暗号化機能付きのものとし、解読困難なパスワードを設定する。
- キ 不要となったデータは、确实かつ速やかに削除・廃棄する。
- ク 個人情報の適正な取り扱いを確保するために、関係職員に対して、必要な研修及び指導を行うとともに、個人情報の適正管理について点検を行う。
- ケ データ処理や分析の委託及び協力にあたっては、委託事業者との委託契約書または、学識経験者等との協定書の中でデータの機密保持に関する事項等「個人情報保護条例」に定める項目や、「電子計算機処理にかかるデータ保護管理規程」、「神戸市情報セキュリティポリシー」を遵守することを明記するとともに、委託先及び学識経験者等からデータの保護その他の管理に関する報告書の提出を義務付ける。